

兵庫県立西脇工業高等学校
アルミ鋳造用炉（設置工事）一式
入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 質疑書
- ⑥ 入札関係様式
- ⑦ 注意事項
- ⑧ 契約書（ひな型）、誓約書（2種類）

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

< 担当 >

兵庫県立西脇工業高等学校 事務室 花房
〒677-0054
兵庫県西脇市野村町1790番地
電話（0795）22-5506

一般競争入札参加申込書 兼競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鑄造用炉（設置工事）一式
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 連絡先（担当者）

所属： _____

電話： _____

氏名： _____

FAX： _____

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年10月11日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒677-0054 西脇市野村町1790番地

兵庫県立西脇工業高等学校 担当 花房

電話 (0795) 22-5506 F A X (0795) 22-5507

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年10月11日（月）から同月15日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

令和3年10月11日（月）から同月15日（金）まで（県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和3年10月25日（月）午後3時 兵庫県立西脇工業高等学校 会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年

10月22日（金）午後5時までに、上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年10月22日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所及び所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年11月1日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書に示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品の件名及び数量
兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和4年3月31日（木）
- (5) 納入場所
兵庫県立西脇工業高等学校（詳細は仕様書のとおり）

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて兵庫県出納局管理課（神戸市中央区下山手通5-10-1）へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
兵庫県立西脇工業高等学校（〒677-0054 兵庫県西脇市野村町1790番地）
電話番号（0795）22-5506
- (2) 参加申込みの期間
令和3年10月11日（月）から同月15日（金）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (3) 提出書類
ア 申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参又は郵送すること。
イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結

果通知書」の写しを申込書に添付すること。

ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時まで送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）の写しを入札参加申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和3年10月20日（水）までに文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長3）を申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、84円切手を貼付し、返信先を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質疑書を提出すること。

ア 受付期間

令和3年10月11日（月）から同月15日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

エ 確認の結果

令和3年10月20日（水）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立西脇工業高等学校

令和3年10月11日（月）から同月15日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立西脇工業高等学校 会議室

(2) 日時 令和3年10月25日（月）午後3時

(3) 前記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ「宛名」「入札事項名」「初度入札」・「再度入札（2回目）」等の区別を記入し、令和3年10月22日（金）午後5時までに前記4(1)イの場所に必着すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。
 - オ 外国業者の場合、押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年10月22日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立西脇工業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和3年10月22日（金）以前の任意の日を開始日とし、契約締結予定日（令和3年11月1日（月））までとすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立西脇工業高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の

した入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書が、持参又は郵送等により、所定の場所及び所定の日時までには到達していること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年11月1日（月））までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格（消費税相当額を除く。）を記入すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後、直ちに契約希望金額の内訳書（任意様式）を提出すること。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に

契約担当者に提出しなければならない。

- (3) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

19 連絡先

〒677—0054 兵庫県西脇市野村町1790番地

兵庫県立西脇工業高等学校 事務室 担当 花房 佑樹（電話番号：(0795)22—5506）

仕様書

- 1 件名
兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式
- 2 品目及び数量
別添「兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式 仕様書」による
- 3 納入場所
兵庫県立西脇工業高等学校 機械科実習棟
- 4 納入期限
令和4年3月31日（木）
- 5 契約書
別案の契約書による
- 6 納入条件
 - (1) 未使用品であること。
 - (2) 納入時期、納入物品の設置場所等については、学校担当者と詳細の打ち合わせを行うこと。
 - (3) 納品にあたっては、学校担当者の指示に従うこと。
 - (4) 納品にあたっての運搬、指定場所への組み立て、設置及び調整、検査等に要する費用はすべて受注者の負担とすること。
 - (5) 搬入、設置にあたっては、当校の教職員、第三者、及び建物設備等、または納入物品に損傷を与えないように十分注意し、必要に応じて養生するなど適切な対応を行うこと。搬入・設置時において、損傷等を与えた場合は受注者の負担で補償または現状に復する等の対応を行うこと。
 - (6) 定期点検及び部品供給等のアフターサービスが万全であること。
 - (7) 納入後1年以内に通常使用で故障又は不具合が発生した場合は、無償で当該故障箇所について修理又は交換を行うこと。但し、メーカーが定めた保証期間が1年を超える場合はそれを適用するものとする。
- 7 その他
 - (1) 固定（据付）工事費、運搬費、養生費、清掃費、機器設定費・使用説明費用等納品完了後、即使用開始できるまでの必要な経費はすべて含むものとする。
 - (2) 詳細は、別添「兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式 仕様書」による。
 - (3) その他仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議し、その指示によること。

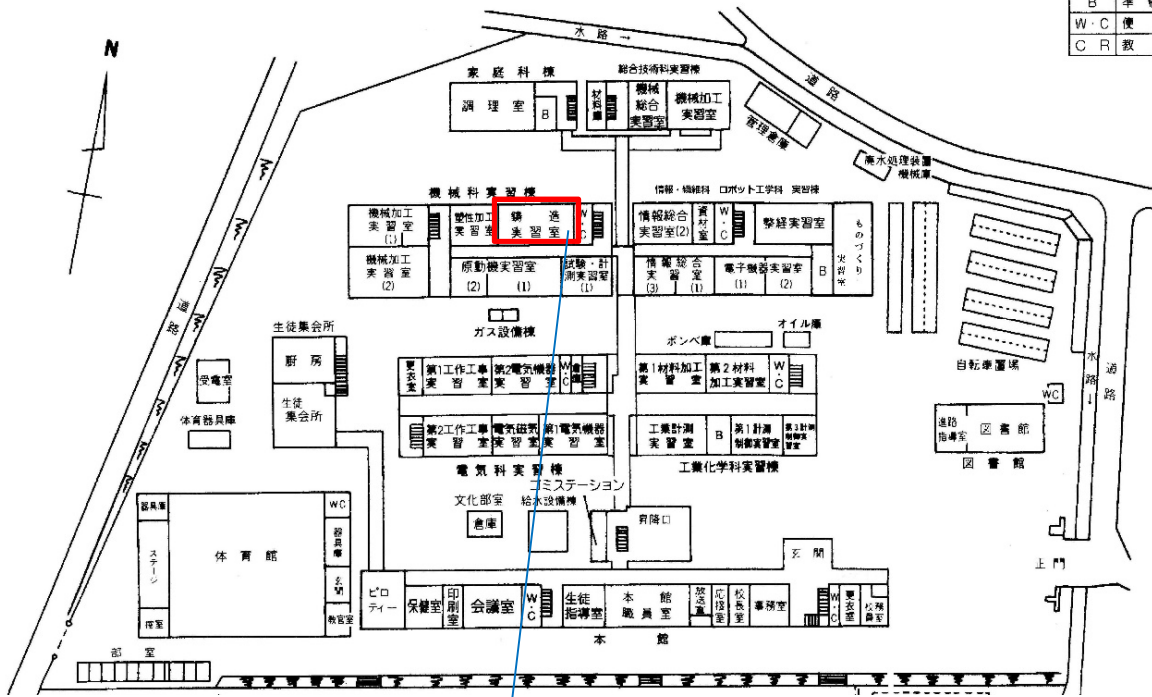
兵庫県立西脇工業高等学校

兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式 仕様書

品名	型式等	数量	備考
アルミ鋳造用炉 同等品不可			
①炉体	ガス焚中心支点ハンドル可傾式坩堝炉 TF-SPPL50型	1	日本坩堝（株）製
1 燃烧装置	KG-10NWE	1	
2 温度制御装置		1	
3 操作盤並びに内作配線工事		1	
4 運搬据付工事		1	
5 技術費		1	
6 黒鉛坩堝	SPPL50HP	2	
7 坩堝台		1	
8 柄杓 φ180×130 h 柄1270mm（取鍋）		2	
機械科実習棟 1階鋳造実習室に設置すること。			
②電気設備工事 配管・配線			
1 ねじなし電線管 30m	EP25	1	
2 ねじなし電線管 8m	EP39	1	
3 2種金属製可とう電線管 8m	F24	1	
4 2種金属製可とう電線管 2m	F38	1	
5 電線管付属品 薄鋼電線管		1	
6 電線管付属品 2種金属製可とう電線管		1	
7 電線管支持材		1	
8 エコ電線 600V 40m	EM-IE 2.0mm	1	
9 エコ電線 600V 15m	EM-IE 5.5mm	1	
10 エコケーブル 600V 10m	EM-CE 3.5Sq×3c	1	
11 エコケーブル 600V 30m	EM-CE 5.5Sq×3c	1	
12 エコケーブル 600V 15m	EM-CET 14Sq	1	
13 材料消耗費		1	
14 電工費		1	
15 既設撤去（既設電気炉移設にともなう不用配管等の撤去費）		1	
③電機設備工事 機器取付			
1 動力電源切替盤	ELB3P50AF30AT30mA+2系統切替器	1	
2 配電函	ELB100AF60AT30mA	1	
3 配電函	ELB3P50AF30AT30mA	1	
4 漏電ブレーカー	ELB3P30AF5A	1	
5 材料消耗費		1	
6 電工費		1	
7 副動力盤改造費		1	
※新設および既設機械の移設にともなう電機設備改修工事として、以下の2件を実施すること。（詳細は、別紙図面参照）			
1 既設配電函の開閉器（収納箱付）の更新			
2 配管配線の 신설及び更新			
④その他			
機械科実習棟 1階鋳造実習室にある、小型重油炉1台、ダイカストマシン1台は別途本校の			
指定する場所に移動すること。（処分は別業者にて行う）			
オープン型電気乾燥炉1台、電気炉1台、脱臭機1台を本校が指定する場所に移動すること。			
脱臭機排気管移設改修		1	
運搬雑費		1	
諸経費		1	

西脇工業高等学校 配置図

略号	
A	暖室
B	準備室
W・C	便所
C R	教室

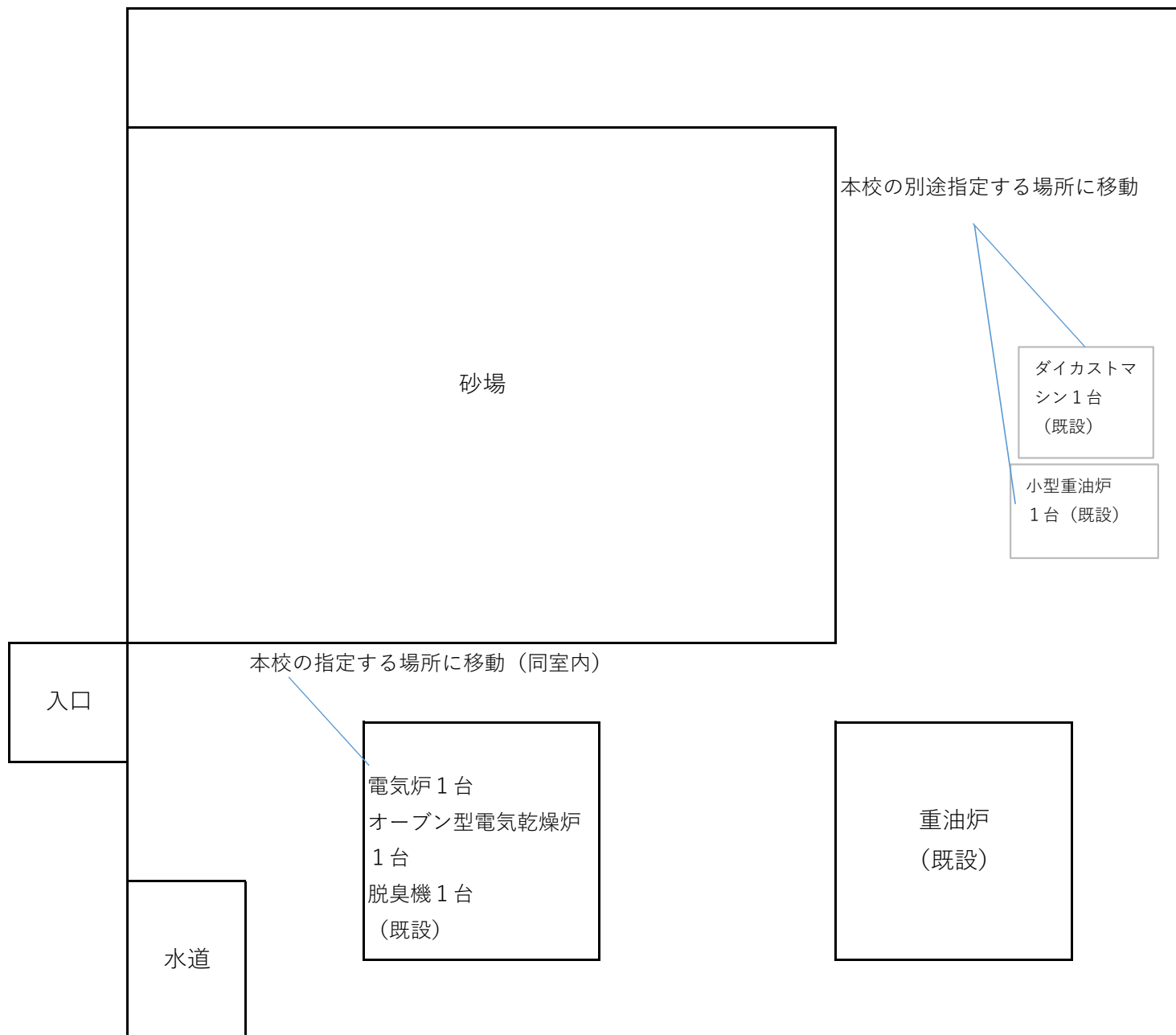


設置場所：機械科実習棟 1階
鑄造実習室

機械科実習棟 1階 鑄造実習室（移動前）

南

北



砂場

本校の別途指定する場所に移動

ダイカストマシン 1台
(既設)

小型重油炉
1台 (既設)

入口

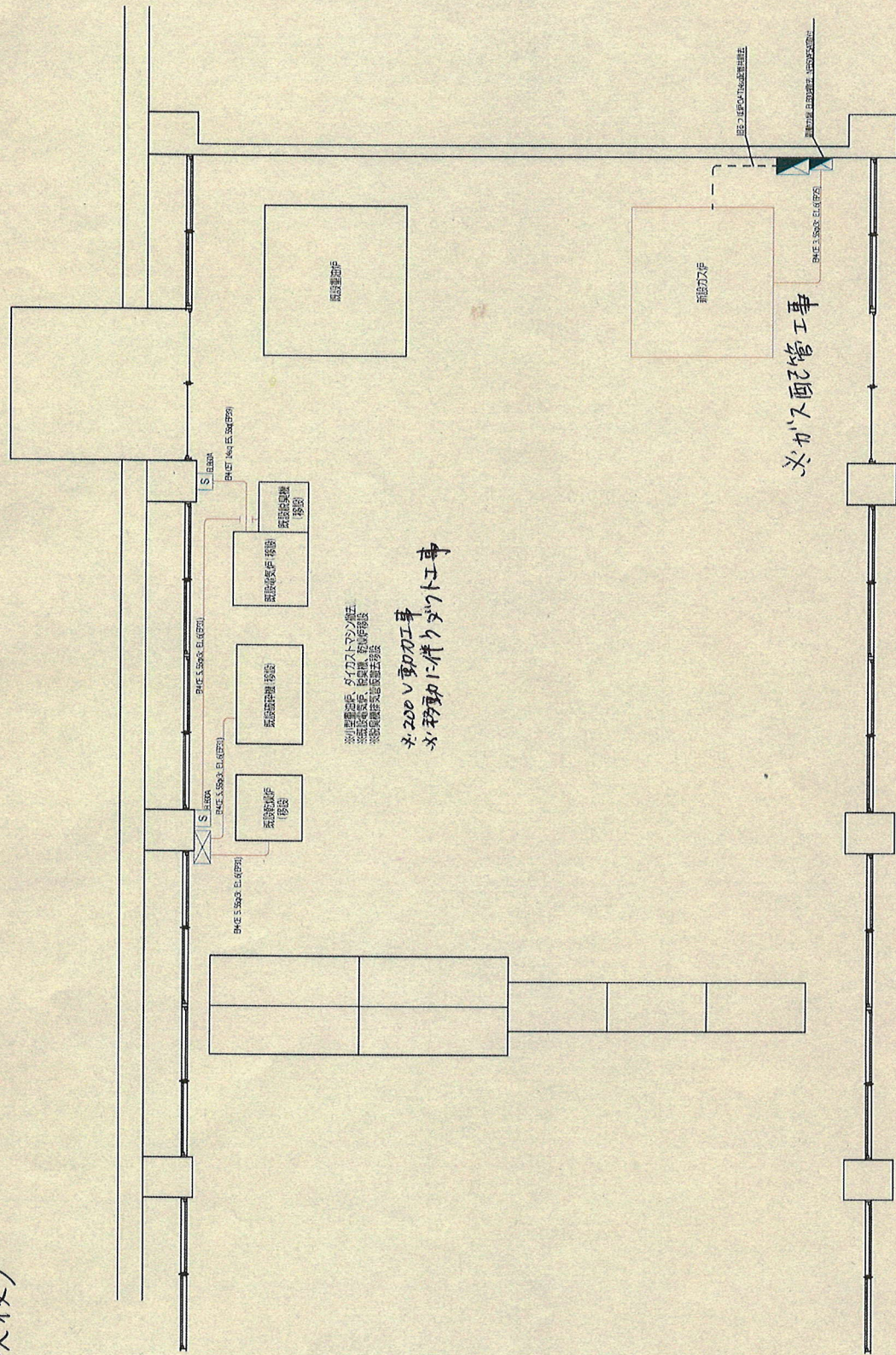
本校の指定する場所に移動 (同室内)

電気炉 1台
オープン型電気乾燥炉
1台
脱臭機 1台
(既設)

重油炉
(既設)

水道

機械科実習棟1階 鑄造実習室
(移設後)



※200V動力工事に伴うケーブル工事

※ケーブル配管工事

図記号	動力配線 主幹用BMC5.50A3E1(E7P)
S	配電盤 60A
S	配電盤 30A
—	配電線
—	接地線

件名	兵庫県立西脇工業高等学校 鑄造実習室 浴脱付増設
工事種別	電気設備工事
図面内容	鑄造実習室 概略配線図
縮尺	1:50A3 図面番号
棟名	棟号
部室	部室

既設移動物品

機械科実習棟 1階 鋳造実習室



①小型重油炉 1台



②ダイカストマシン 1台



③オープン型電気乾燥炉 1台、電気炉 1台、脱臭機 1台

※ ①②は別途本校の指定する場所に移動すること

※ ③は、鋳造実習室内で移動を行うこと（詳細別紙配置図のとおり）

令和〇〇年〇月〇日

兵庫県契約担当者
兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

入札参加業者名

質疑について

標記のことについて、下記のとおり質疑書を提出します。

記

- 1 件名 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉(設置工事)一式
- 2 設置場所 西脇市野村町1790番地
- 3 質疑書

番号	仕様書番号	質疑事項	回答
1	ア-①-1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 と考えてよろしいでしょうか。	
2			
3			
4			
5			

物品入札書

件名 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉(設置工事)一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

納入場所 兵庫県立西脇工業高等学校
納入期限 令和4年3月31日(木)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

代理人氏名

⑩

なお、

当社 は、消費税に係る 課税事業者 であることを届出ます。
私 は、消費税に係る 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

(記入上の注意)

物品入札書

件名 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉(設置工事)一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

納入場所 兵庫県立西脇工業高等学校
納入期限 令和4年3月31日(木)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

代表権のない社員が出席する場合には、代理人として記入、押印が必要です。また、委任状の添付が必要です。

なお、

当社
私

は、消費税に係る

課税事業者
免税事業者

であることを届出ます。

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

代理人が入札するときは、押印の必要はありません。

印

印

使用する印鑑は、委任状に押印した印鑑と同じものを使用してください。

物品入札書【再入札用】

件名 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉(設置工事)一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

納入場所 兵庫県立西脇工業高等学校
納入期限 令和4年3月31日(木)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

なお、

当社は、消費税に係る 課税事業者 であることを届出ます。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

委任状

私は、 _____ を代理人と定め下記の
権限を委任します。

記

(件名) 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式 の
入札及び見積に関する一切の権限

受任者 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

入札辞退届

件名 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉(設置工事)一式

上記について入札参加を申し込みましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

(入札不調時協議用)

物品見積書

件名 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉(設置工事)一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

納入場所 兵庫県立西脇工業高等学校
納入期限 令和4年3月31日(木)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人氏名

印

なお、

当社 は、消費税に係る 課税事業者 であることを届出ます。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

提出書類等の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

1 入札参加申込み【期限：令和3年10月15日（金）午後4時】

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- (2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し又は、随時審査受付済の審査申請書等の写し
- (3) 返信用封筒（84円切手を貼付の上、宛先を明記すること）

2 仕様書等に関する質問【期限：令和3年10月15日（金）午後4時】

仕様書等交付書類に関して質問がある場合には、質疑書により、郵送、持参又はFAXのいずれかの方法により期限までに提出してください。

3 入札保証金関係【期限：令和3年10月22日（金）正午】

※ 入札参加資格が認められた後、下記(1)又は(2)のいずれかを提出してください。

- (1) 契約希望金額（税込）の100分の5以上の額の入札保証金
- (2) 入札保証保険証書

4 入札・開札日時【令和3年10月25日（月）午後3時 兵庫県立西脇工業高等学校 会議室】

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）

※ 郵送等の場合は、簡易書留等により令和3年10月22日（金）午後5時までに提出してください。（必着）

- (3) 委任状（代理人が出席する場合のみ）

5 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、直ちに再入札に移行します。

なお、郵送等で入札に参加する者のうち、再入札にも参加を希望する場合は、物品入札書（1回目用）とあわせて、物品入札書【再入札用】を別封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ入札事項名、物品入札書（1回目）・物品入札書【再入札用】の別を記入して送付すること。

6 契約時（落札業者のみ）

- (1) 契約書2通（当校で準備する契約書に記名・押印すること）
- (2) 契約保証金（履行保証保険）

契約保証金の納入を求める場合、本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む。）以内に納入してください。ただし、兵庫県立西脇工業高等学校を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札日の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む。）以内の任意の日を開始日とした保険証書を提出してください。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

入札の注意事項

1 代理人が入札される場合

代表者でなく、代理人が入札される場合は、委任状を代表者が記入・押印の上、代理人に持参させ、入札日当日に提出してください。

2 入札書について

(1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。
うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

※ 郵送等による場合は、「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」に金額を記入し、それぞれ別の封筒に入れて密封の上、その封皮に「物品入札書（1回目）」・「物品入札書【再入札用】」の区別を記入してください。

(2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

(3) 代理人による入札の場合は、代理人が代表者氏名を記入した上で、代理人氏名を記入し、代理人の印鑑を押印してください。

3 見積書について

見積書は入札が不調となった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※ 見積書協議は、再入札不調後に速やかに実施しますが、郵送による入札者がいる場合は、入札日当日に詳細を連絡します。

4 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

契 約 書 (案)

- 品 名 兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式
- 規格（形式） 仕様書のとおり
- 数 量 一式
- 契約金額 ￥ , , -
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥ , -）
- 納入期限 令和4年3月31日（木）
- 納入場所 県立西脇工業高等学校 機械科実習棟（詳細は仕様書のとおり）
- 契約保証金 ￥ , , -
- 納入の方法 兵庫県立西脇工業高等学校長の指示による

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 乙は、甲の示す仕様書に基いて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
- 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。
 - 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検 査）

- 第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。
- 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。
 - 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取替え）

- 第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約の履行に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲から提供された資料、原票等（以下「資料等」という。）については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、この契約の履行中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は速やかに甲に返還するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第10条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

第11条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第12条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めるものとする。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第13条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第13条の3 甲は、第13条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第 14 条 甲は、次条第 1 号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第 3 項から第 7 項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(情報の利用)

第 15 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(警察の捜査への協力)

第 16 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第 17 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記 2「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第 18 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第 3 条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。
- 3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第 19 条 乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。契約の終了後も同様とする。

- (1) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項の規

定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第 20 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第 21 条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第 22 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間は同様とする。

(協 議)

第 23 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県 西脇市野村町 1 7 9 0 番地

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 印

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

(別記1)【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲が指定する場所において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第9の2 乙は、この契約による特定個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者を定め、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、前項の承諾を得て特定個人情報を取扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、その再委託契約において、甲と乙との委託契約で定める義務を当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）が遵守するために必要な事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督及び特定個人情報に関する安全管理措置について、具体的に規定しなければならない。

3 乙は、前項の再委託を行った場合、再委託先の業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再委託先の業務の履行の状況を甲に報告しなければならない。

4 前2項の規定は、再委託先が第1項の承諾を得て特定個人情報を取扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。）する場合においても同様とする。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第12 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第12の2 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める特定個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

(別記2)【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

- (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又

は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表 (第1関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
- (2) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- (3) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和47年法律第113号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和60年法律第88号)
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法 (平成19年法律第128号)
- (9) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (10) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
- (11) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

電子メール

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

- 1 契約名
兵庫県立西脇工業高等学校アルミ鋳造用炉（設置工事）一式
- 2 誓約事項
 - (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
 - (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
 - (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
 - (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県立西脇工業高等学校長 岡田 和利 様

所在地
名称
代表者職氏名
電話
電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）